

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、
翌日とする)

目次

◇ 告 示

字の区域の変更(地方課)

青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(三件)(農村整備課)

土地改良事業の工事の完了(〃)

保安林の指定の解除予定(七件)(森林保全課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇ 公 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

調理師試験の実施(健康対策課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第五百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成四年二月一日現在の地番による。)
大谷字東ドウブ ケ	大谷字東ドウブケのうち一四八八以外の区域
大谷字松ノマエ	大谷字松ノマエのうち二二七六の一、二二七六の二、二二 八五以外の区域
大谷字中尾	大谷字東ドウブケ一四八八 大谷字松ノマエ一二七六の一、二二七六の二、二二八五 大谷字中尾の全域

鳥取県告示第五百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 田 尾 昌 次

指定 番号	種 別	図 書		発行 番号等	類 表示された発 行所名
		題 号	冊 数		
4489	雑誌その他 の刊行物	FOR YOU		雑誌—A W41	J・T・S出版
4490	"	ファミスタ・カエイ		CZ—68	ヤングフレンド
4491	"	URECCO 02		雑誌 0185 1—2	ミリオン出版
4492	"	さくらんぼ通信 2月号		雑誌 1401 3—2	大洋図書
4493	"	ザ・ビッグMAGAZINE 2月号		雑誌 1405 7—2	株式会社大洋書房
4494	"	DICK 2月号		雑誌 1651 5—2	株式会社大洋書房
4495	"	ベストビデオ 2月号		雑誌 1797 9—2	三和出版株式会社
4496	"	マスカットノート 2月号		雑誌 0834 5—2	株式会社大洋書房
4497	"	オレソジ通信 3月号		雑誌コー ト021 89—3	株式会社東京三世

4498	"	投稿ニヤソ2 倶楽部 6月号		雑誌コー ト069 89—6	株式会社白夜書房
4499	"	オレソジ写真 7月号		なし	三共図書出版社
4500	"	週激通信 7月号		雑誌コー ト134 51—7	三共図書
4501	"	激写通信 7月号		なし	青春画報
4502	"	極上写真 7月号		なし	三共図書出版社
4503	"	ザ・ナインMAGAZINE 7月号		雑誌コー ト140 09—7	株式会社司書房
4504	"	LOVEゆり組まんがソ 6月増刊		雑誌コー ト184 00—6	一水社
4505	"	COMICTラッソーチキ 6月号		雑誌コー ト138 67—6	光彩書房
4506	"	ラ・ゾル・ガール 1		雑誌 5815 0—08	シュベール出版
4507	"	PEACE 2		雑誌 5815 0—07	シュベール出版
4508	"	ぞっこんラゾ日記		雑誌 5091 3—50	松文館
4509	"	ピカピカ日曜おとめ塾		雑誌 5141 2—46	松文館
4510	"	魔神創世紀		雑誌 5141 2—53	松文館
4511	"	あの子にクラクラ		なし	フランス書院
4512	"	おませなダイナス		なし	フランス書院
4513	"	ずっと朝まで...		なし	フランス書院

4514	〃	内MANでGOI 1	5381 0-56	クニヤガジソク社
4515	〃	悲鳴はお静かに	5381 0-67	クニヤガジソク社
4516	〃	ピゾオナー フ	KU-0 2	KUMAGURU

(注) 指定番号欄の〇印は、少年少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第五百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
永井整形外科 院	米子市上後藤一丁目八―二六	平成四年六月一日
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	〃
キシノ歯科医院	鳥取市吉成七七九―四〇	平成四年六月四日

小松内科	鳥取市今町一丁目二二三	平成四年六月六日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	平成四年六月一日
花木こどもクリ ニック	八頭郡家町大字宮谷一九三 一―	〃
有限会社羽場薬 局	鳥取市賀露町一七〇三―一三二	〃
佐野薬局	米子市上後藤二丁目三一六	平成四年五月二十九日

鳥取県告示第五百三十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
河田 恭子	鳥薬第八〇九号	平成四年五月二十八日

鳥取県告示第五百三十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
山藤医院	鳥取市大槻町一七	平成四年五月十八日
医療法人石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	"
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	"
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	"
吉水医院	東伯郡三朝町大字本泉四一九一	"
まただ小児科医院	倉吉市新町三丁目一一七八	"

鳥取県告示第五百三十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行

規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
山藤医院	鳥取市大槻町一七	平成四年二月二十七日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成四年三月十六日
岡本医院	鳥取市津ノ井二五八一二	平成四年四月二十四日
佐々木整形外科医院	鳥取市岩倉四五二一三〇	平成四年五月二日
やすき薬局	鳥取市桜谷六一九	平成四年三月二十二日

鳥取県告示第五百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成四年六月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を平成四年六月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を平成四年六月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
日野町	土地改良総合整備事業（一般）小河内地 区画整理	平成四年三月三十日
〃	農村地域農業構造改善事業日野（安原） 地区区画整理	平成三年三月三十一日
〃	農村地域農業構造改善事業日野（本郷） 地区区画整理	平成四年三月三十一日

鳥取県告示第五百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本谷二三九三の四、二三九三の五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字唐戸一五三二・一五三五から一五三七まで

（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び八
東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字羽衣石字栗尾坂一一九五の一五、字ムカコ谷一二〇

三の四、字西山ノ神一二〇四の四九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字本谷二三九三の四、二三九三の五、字上割

二三九七の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東郷町大字別所字砂和ヶ谷八三三の一三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字アセチ五二八の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡赤碕町大字山川字勝田川頭東平八〇八の二三（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成四年三月二日 鳥取県指令受米土維第三百三十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市上福原字北濱山中
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市灘町三丁目一四八―一四

松田俊幸

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたとので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成四年六月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ルーキーVXP-2	株式会社ソフインタ
"	ルーキーEジョンP-5	"
"	ラッキージョンP-2	"
"	オメガタカラザース	"
"	トルネキソング7	"

〃	ビソクレナイー	マルホン工業株式会社
〃	太郎と花子2	〃
〃	ウイソダムX	〃
〃	BANK	株式会社まさむら遊機

公 告

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施する。

平成4年6月9日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 受験資格
- 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものの
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第47条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者
 - (3) 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程

を終わった者

- (4) 調理師法施行規則附則第3項各号のいずれかに該当する者

- 2 試験の日時

平成4年9月8日（火）午前8時50分から正午まで

- 3 試験の場所

- (1) 鳥取保健所管内（鳥取市、岩美郡及び気高郡）及び郡家保健所管内（八頭郡）に居住する受験者

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

- (2) 倉吉保健所管内（倉吉市及び東伯郡）に居住する受験者

倉吉市東蔵城町2 鳥取県中部総合事務所

- (3) 米子保健所管内（米子市、境港市及び西伯郡）及び根雨保健所管内（日野郡）に居住する受験者

米子市樺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

- (4) 県外に居住する受験者

上記各試験場のうち、受験者の希望する試験場

- 4 試験科目

- (1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 栄養学

- (4) 食品学 (5) 食品衛生学 (6) 調理理論

- 5 受験手続

- (1) 書類の提出先

ア 県内居住者 住所地を管轄する保健所

- (2) 提出書類

イ 県外居住者 受験希望地を管轄する保健所

エ 受験願書（所定の様式によること。）

イ 履歴書

ウ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し（卒業証書の氏名が婚姻その他の理由により現在の氏名と異なっている場合は、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付すること。）

エ 調理師施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類（所定の様式によること。）

オ 写真（受験願書提出前6月以内に撮影した正面、脱帽、上三分身像でワイカ版（縦4cm横3cm）のものとし、その裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(3) 受験に関する書類の提出期間
平成4年7月20日（月）から同月27日（月）まで（郵送の場合は、平成4年7月27日までの消印のあるものに限る、受け付ける。）

6 受験手数料及びその納入方法

(1) 受験手数料 5,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 合格者の発表は、試験後15日以内に、受験願書を提出した保健所に合格者の氏名及び受験番号を掲示して行う。

(2) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(3) 受験の詳細については、各保健所又は鳥取市東町一丁目220 鳥取県衛生環境部健康対策課（電話0857-26-7195）に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成4年6月9日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（次号イに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成4年7月16日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁地下1階第1 会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	平成4年7月8日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市概町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各 警察署の管内に居 住する者
経験者講習	平成4年7月28日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟8階 第13会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑